



春の新生活応援 キャンペーン



平成31年4月30日まで

普通AT **257,750円**
通常料金 260,250円
〔税込 281,070円〕

普通MT **272,000円**
通常料金 274,500円
〔税込 296,460円〕

※上記以外に仮免手数料2,850円(非課税)が必要になります

- ◆教習料・検定料・各種教材費が含まれた総額料金です。追加教習が必要な時のオーバー料金や、技能検定が不合格になった時の再受検料は必要ありません。但し、次の場合は適用外となります。①仮免学科試験が不合格になった場合の再受検料(1,700円) ②無断欠席・遅刻・キャンセルの連絡が遅れた場合のキャンセル料(3,000円) ③お客様の希望で行う自由教習や追加の補習教習 ④修了証明書又は仮免許証の有効期限切れに伴う再受検料
- ◆途中解約される場合、未受講分の教習料と検定料については事務手数料を差し引いた金額を返金します。
- ◆他の割引サービスやキャンペーン等との併用はご容赦ください。 ◆高速教習は実車にて行います。

※5月1日より通常料金に変更になります。入校手続きは4月末までがお得です。お早めにご入校ください。

もちろん普通車教習は

定額安心教習

検定に落ちても、教習が延びても大丈夫!!

追加料金を心配しないで教習を受けられます♪



補償は追加料金
おまかせ教習

特典

このページ持参で入校手続きされた方
優先予約コース 無料サービス
教習予約をまとめ取りできます。お忙しい方にお勧め♪

特典

更に、このページ持参で入校手続きされた方
学科試験問題集 プレゼント!!
通常の学科教習以外に学科試験対策の勉強会も開催しています



教習料金にかかる消費税について

2019年10月1日から10%に

指定自動車教習所では消費税を円滑に転嫁する特別措置法に基づいて教習料金にかかる消費税を適正に上乗せすることを取り決めております。そのため、当校の会計処理に応じた対応として、8%の変更前税率で教習料金をお支払いいただいた場合でも、**税率変更後に受講する教習や検定等の料金には、新税率10%が適用**されます。

この場合生じる**2%の差額は、ご卒業までにお支払いいただくこと**となります。教習生の方や保護者の皆様におかれましては、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、7月から9月は教習所が多少混み合いますことも予めご了承願います。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

税率変更日をまたぐ納入済み料金の消費税

- ・2019年10月1日から消費税率が10%に変更予定です。
- ・9月30日までに納入した料金の内、10月1日以後に受講する教習や検定等の料金にかかる消費税率は10%です。

